

森林土木事業における現場環境改善費の積算

森林土木事業において、周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うために、工事に伴い実施する仮設備、安全施設、営繕施設等の現場環境改善及び地域連携に関する経費を、共通仮設備(仮設費・安全費・営繕経費)に計上する場合は、以下のとおり取扱うものとする。

(1) 対象となる現場環境改善内容

工事に伴い実施する仮設備、安全施設、営繕施設等の現場環境改善及び地域連携に関するものを対象とする。

(2) 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則として、すべての屋外工事を対象とする。

ただし、維持工事で現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

(3) 積算方法

ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。

(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。

$$K = i \cdot (n/4) \cdot P_i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善に要する費用

(単位：円、1,000 円未満切り捨て)

i：現場環境改善費率は、表1による。

(単位：%、小数第3位四捨五入2位止め)

n：現場環境改善で実施する内容の数(項目数、最大4)

P_i：対象額(直接工事費(処分費等を除く)共通仮設費対象分) + 支給品費(共通仮設費対象分) + 無償貸付機械等評価額

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分(単位：円、1,000 円未満切り捨て)

表1 現場環境改善費率

対象額：P _i	現場環境改善費率：i (%)	
	大都市市街地	左記以外
直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	$i = 45.9 \times P_i^{-0.175}$	$i = 32.5 \times P_i^{-0.202}$

- (イ) 率に計上されるものは、表2の内容のうち原則として、計上費目ごと（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携）に1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては、地域の状況及び工事内容によって組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。

- (ウ) 積上げ計上分（ α ）に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとし、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。

なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

また、維持工事で現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものとして率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積上げ計上することができるものとする。

- (エ) 経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。
 (オ) 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。
 (カ) 近接工事の条件に該当する追加工事を発注する場合で、現場環境改善費を計上する場合は、現工事の項目数（ n ）と同じとすること。
 (キ) 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
 なお、施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

イ 設計変更について

率に計上されるものについては、必要に応じて実施する内容の数を変更できるものとする。さらに金額（ P_i ）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（ α ）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

表2 実施する内容

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降設備の充実 ・環境対策の充実 ・ICT設備の充実 ・作業負荷の低減
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> ・工事標識・照明等安全施設の充実 ・盗難防止対策 ・健康関連施設の充実 ・野生生物・害虫対策等
営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ・労働者宿舎の充実 ・現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） ・衛生設備・厚生施設の充実等 ・現場事務所等への木材利用
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ・見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・運営管理等含む） ・社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費を含む。） ・現场景観向上（美装化・デザイン看板等）

(4) 現場事務所等への木材利用

ア 現場事務所等への木材利用は、以下のとおり。なお、構造・仕様は問わない。

(ア) 壁、柱、梁、桁、小屋組み、天井、床等の全部又は一部に木材を使用している現場事務所。ただし、内壁、天井、床に合板を使用したプレハブ現場事務所は含まない。

(イ) 現場事務所（プレハブ現場事務所を含む）の壁面保護や目隠しとして、現場事務所の正面1面以上に設置する木製パネル（既製品を含む）。

イ 使用する木材は、県産材とする。

ウ 現場事務所等への木材利用に係るすべての費用は、現場環境改善費の率計上に含まれる。

(5) 比較的小規模な現場環境改善費

上記の積算方法に該当しない比較的小規模な現場環境改善費を行う場合は、必要な経費を単に共通仮設費に積上げ計上するものとする。